

ジェネリック医薬品をご存じですか？



ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは？

先発医薬品(新薬)の特許期間満了後に、有効成分や効能及び効果等が同じ医薬品として新たに承認され、製造・販売される医薬品です。

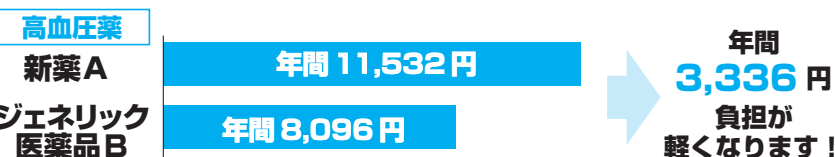
なぜ安いのですか？

先発医薬品と比べて臨床試験などさまざまな試験が省略でき、開発費用が安価で開発期間も短いことから、薬の価格が比較的低くなります。

どのくらい安くなるの？

下の図は代表的な生活習慣病を例として、ジェネリック医薬品に変えた場合にどのくらい安くなるかを示しています。現在お使いのお薬を何か一つ変えるだけで、家計の負担を大幅に軽くできる場合もあります。

新薬とジェネリック医薬品との差額例



※上記の金額はあくまでも目安です。
※3割の自己負担があったものとして算出しています。

注意

※ジェネリック医薬品の有無、価格については、医師または薬剤師とよく相談してください。

※ジェネリック医薬品に切り替えた場合、ほかの薬などとの飲み合わせが変わってくることもあります。必ずかかりつけの医師または薬剤師に相談してください。

薬の切り替え方法

医師に直接、「ジェネリック医薬品をお願いします」と言うか「ジェネリック医薬品希望カード」を見せてください。

福生市では

ジェネリック医薬品に関するお知らせを送っています

このお知らせは、ジェネリック医薬品に替えると自己負担額を削減できる可能性があることをお伝えするもので、強制するものではありません。お薬代の削減により皆様の一部負担金(窓口負担)を減らすことができます。

健診を受診したら ほら安心 毎年受ければ ずっと健康

今すぐ受けよう健康診査!!

平成25年度

特定健康診査 実施中!!

年に一度の無料の健康診査です。
受け忘れないよう、お気をつけください。

費用 無料

実施期間 平成25年6月1日(土)~10月31日(木)

対象 福生市国民健康保険に加入している
40歳~74歳の方

※健診項目については福生市保健センターまでお問い合わせください。

受診までの流れ

- ① 受診券の確認
対象者にはすでに受診券を送付しています。詳しくは福生市保健センターまでご連絡ください。
- ② 健診の申込み
送付したパンフレットに実施医療機関を掲載しています。予約が必要な場合は、事前にお電話でお申し込みください。
- ③ 受診
受診券・問診票・保険証をもって受診してください。

特定健康診査のねらい

近年、糖尿病や動脈硬化、脳出血等の生活習慣病の有病者予備軍が増えており、それを原因とする死亡は全体の約3分の1にものぼると推計されています。

特定健康診査とは、内臓脂肪症候群をもとに生活習慣病のリスクを判定するためのものです。生活習慣病は予防・改善ができるため、健診を受け発症や重症化を防ごうというねらいがあります。

リスクありと診断されても大丈夫

特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクがある方には、特定保健指導という生活習慣を見直すための支援事業を行っています。早期の取組みが大切です。一緒に生活習慣を見直していきましょう。

生活習慣病は、生活習慣を見直したり早期に対策をとることで、発症や重症化を防ぐことができます。対策は早ければ早いほど効果がありますよ!



特定健診についてのお問合せは

福生市保健センターまで 電話 042-552-0061 (直通)

福生市 国民健康保険 だより



保存版

平成25年6月1日 発行
発行 福生市
編集 市民部保険年金課
〒197-8501 福生市本町5番地
電話 042-551-1640(直通)

国民健康保険税が変わります

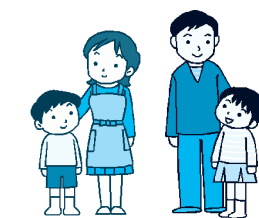
2月15日号の国民健康保険だよりでは、国民健康保険税の主な改定内容をお知らせしました。今回はモデル世帯を例として、1年間の国民健康保険税額の計算例をお知らせするほかに、市民(被保険者)の皆さんにより一層のご理解をいただくために、国民健康保険の制度や仕組みについて紹介します。

国民健康保険の仕組み

国民健康保険は、いざというときのために被保険者の皆さんで支えあう安心の制度です!

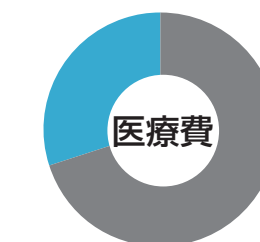
被保険者の皆さんが保険税をお支払いいただくことで、いざ病気やケガをしたときの医療機関でかかる医療費が一部の負担で済みます。残りの費用は国民健康保険が負担します。

国保加入者(被保険者)



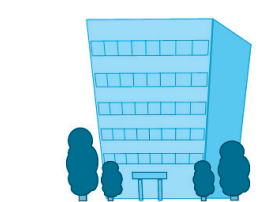
3割(または2割)負担

保険税を支払う



医療機関

7割(または8割)負担



福生市(保険者)

医療機関にかかるときは、保険証の提示をお忘れなく

医療機関の窓口で保険証の提示がない場合、10割での負担になってしまいます。保険証をお忘れなく。

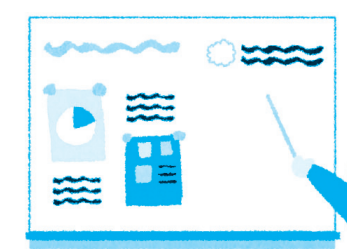
※有効期限の過ぎた保険証は使用できません。ご使用の際はご確認ください。

平成25年度の国民健康保険税額

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割額税率	4.7%	1.8%	1.3%
均等割額 (被保険者1人当たり)	24,000円	11,000円	11,000円
課税限度額	51万円	14万円	12万円

※所得割額税率は前年中の所得金額から加入者ごとに基礎控除(33万円)を差し引いた額から算出します。

平成25年度から
資産割額と世帯別平等割額の算定が
廃止となりました。



国民健康保険税計算のモデルケースは、次ページをご覧ください

モデル世帯における保険税の計算方法について

例とするモデル世帯

家族構成
45歳夫婦・子供2人の4人世帯

前年中の所得
被保険者(世帯主) → 150万円(給与収入約240万円)
被保険者(妻) → 83万円(給与収入約148万円)

※今年度からは固定資産税額(資産割額)及び世帯当たりにかかる算定(世帯別平等割額)は廃止となりました。

① 医療分 ※総所得は世帯の国民健康保険加入被保険者の合算となります。(後期高齢者支援金分と介護分も同様)

加入者	総所得	基礎控除	課税総所得	均等割額
被保険者世帯主(45歳)	1,500,000	330,000	1,170,000	24,000
被保険者(45歳)	830,000	330,000	500,000	24,000
被保険者(12歳)	0	=	0	24,000
被保険者(10歳)	0	=	0	24,000
計	2,330,000	660,000	1,670,000	96,000
		税率(医療分) × 4.7%		
		医療分(所得割額)	78,490	

医療分合計 = 所得割額(A) + 均等割額(B)
= 78,490 + 96,000
= 174,490
≒ 174,400 (100円未満切捨て)

② 後期高齢者支援金分

加入者	総所得	基礎控除	課税総所得	均等割額
被保険者世帯主(45歳)	1,500,000	330,000	1,170,000	11,000
被保険者(45歳)	830,000	330,000	500,000	11,000
被保険者(12歳)	0	=	0	11,000
被保険者(10歳)	0	=	0	11,000
計	2,330,000	660,000	1,670,000	44,000
		税率(後期高齢者支援金分) × 1.8%		
		後期高齢者支援金分(所得割額)	30,060	

後期高齢者支援金分合計 = 所得割額(C) + 均等割額(D)
= 30,060 + 44,000
= 74,060
≒ 74,000 (100円未満切捨て)

所得の申告

被保険者の方は、前年中の所得の申告が必要です。申告がない場合、高額療養費や高齢受給者証の区分などの判定が正しく行うことができなくなります。また、国民健康保険に加入していない世帯主の方につきましても、保険税の算定には入りませんが、保険税の軽減判定等に必要となりますので、必ず申告をしてください。

年間の保険税額は **292,100円**
計算の内訳は以下の通りです。

保険税の計算方法

国民健康保険税(1年間) = 医療分(①) + 後期高齢者支援金分(②) + 介護分(③)
(別々に計算をし、合算します。)

※保険税は国民健康保険に加入した月から国民健康保険をやめた月の前月までが割で課税されます。

③ 介護分(40歳~64歳までの加入者のみ)

加入者	総所得	基礎控除	課税総所得	均等割額
被保険者世帯主(45歳)	1,500,000	330,000	1,170,000	11,000
被保険者(45歳)	830,000	330,000	500,000	11,000
計	2,330,000	660,000	1,670,000	22,000
		税率(介護分) × 1.3%		
		介護分(所得割額)	21,710	

介護分合計 = 所得割額(E) + 均等割額(F)
= 21,710 + 22,000
= 43,710
≒ 43,700 (100円未満切捨て)

年税額

医療分合計(①) + 後期高齢者支援金分(②) + 介護分(③)
= 174,400 + 74,000 + 43,700
年税額は **292,100円**

保険税の納税義務者

国民健康保険に加入している方がいる世帯の世帯主が納税義務者になります。そのため、世帯主が国民健康保険の被保険者でなくても、保険税のお知らせは世帯主のお名前に宛てて届きます。

平成25年度国民健康保険税納税通知書は、7月上旬に発送予定です。

世帯主が社会保険等に加入している場合でも、同じ世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主宛に通知されます。

以下の方は、申告の必要はありません。

- 確定申告をした方
- 市へ住民税の申告をした方
- 会社などから給与支払報告書が市へ提出されている方
- 公的年金等支払報告書が市へ提出されている方

こんなときは届出が必要です!

加入するとき

- 福生市に転入してきたとき
- 会社の健康保険をやめたとき
- 会社の健康保険の扶養でなくなったとき
- 子どもが生まれたとき

国民健康保険

やめるとき

- 転出したとき
- 会社の健康保険に加入したとき
- 会社の健康保険の扶養になったとき
- 死亡したとき

※お手続きの際は、身分証明証とご印鑑をご用意ください。
※国民健康保険とお勤め先などの健康保険の両方に(二重に)加入することはできませんのでご注意ください。

届出は、**14日以内**に
お願いします

医療費が高額になっても安心して医療を受け続けられる制度があります。

限度額適用認定証について

医療機関でのお支払いの際に「限度額適用認定証」を提示していただくと、自己負担額(保険診療外の費用や入院中の食事代等を除く)が一定の額(自己負担限度額)までの負担で済みますので大変便利です。

※保険税を期限内に納付していただくことで交付することができます。未納があると、「限度額適用認定証」を交付できない場合があります。

高額療養費の支給

1か月(同じ診療月)の間に、医療機関の窓口で支払った自己負担額が一定の額(自己負担限度額)を超えた場合、高額療養費の支給対象になります。その後、高額療養費の支給申請をしていただくことによりその超えた額が払い戻されます。

※医療機関から市役所に医療情報が届くのに数か月を要するため、高額療養費支給申請は、診療後すぐにはできませんので、ご注意ください。

70歳未満の方と70歳以上の方(後期高齢者でない方)で自己負担限度額が異なります。

70歳未満の方の自己負担限度額

世帯区分	自己負担限度額
上位所得者	150,000円 + (医療費総額 - 500,000円) × 1%
一般	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%
低所得者	35,400円

※1つの病院で21,000円以上の自己負担があったもののみが対象となります。
※過去12か月以内に、同一世帯で高額療養費の支払いが4回以上ある場合、4回目以降は自己負担限度額が下がります。(多数該当)

70歳以上の方の自己負担限度額

世帯区分	自己負担限度額	
	A: 通院(個人単位)	B: 通院+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%
一般	12,000円*	44,400円*
住民税非課税 低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I		15,000円

※平成26年4月からは、12,000円から24,600円に変更される予定です。
※平成26年4月からは、44,400円から62,100円(4回目以降は44,400円)に変更される予定です。

柔道整復師(接骨院・整骨院)の正しいかかり方

柔道整復師(接骨院・整骨院)をご利用になられる方へ

- Q. 柔道整復師(接骨院・整骨院)とは?
A. 柔道整復師(接骨院・整骨院)は骨折や脱臼、ねんざ、打撲及び挫傷(肉離れ等)などの痛みに対して施術を施します。ただし、柔道整復師(接骨院・整骨院)は「国家資格」であっても、「医師」ではないので必ずしも国民健康保険が使用できるわけではありません。従って、国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。

国民健康保険	使える場合	使えない場合
	① 外傷性のねんざ・打撲・挫傷(肉離れ) ② 骨折・脱臼の応急手当(骨折・脱臼は応急手当の場合を除き、医師の同意が必要)	① 日常生活による疲労、肩こり、腰痛、体調不良 ② スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛 ③ ねんざ・打撲が完治した後のマッサージ代わりの利用 ④ 病気(リウマチ、五十肩、関節炎など)からくる痛みやこり ⑤ 脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善がみられない長期の施術など

施術を受ける時の注意事項

1. 領収書は医療費控除を受ける際に必要となりますので、必ず受け取り大切に保管してください。
2. 保険適用外の事由にも関わらず、保険証を使って診療を受けた場合

は、保険相当額を市に返還していただく場合がございますので、ご注意ください。

3. 被保険者の皆さんに納めていただいた保険税を適正に使用するために、施術内容等を文書により確認させていただく場合があります。